

八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1 本指針は、本市における附属機関及び懇談会等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 本指針において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 本指針において「懇談会等」とは、各所管課が所掌する施策等に資することを目的に、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見聴取又は意見交換の場として要綱、規約等（以下、「要綱等」という。）により本市が開催する会合（～懇談会、～会議等会合の名称は問わない。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- (2) イベント等の実施を目的に組織するもの
- (3) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- (4) その他、本指針の対象として適当でないもの

第2章 附属機関

(附属機関の設置)

第3 附属機関（法律により設置が義務付けられているものを除く。）は、次のいずれにも該当する場合に限り新たに設置することができるものとする。また、この場合、所管課長はあらかじめ広聴課長と協議し、条例で設置するものとする。【協議書の提出】

- (1) 本市の事務又は事業について、調停、審査、審議、調査等を行う場合
- (2) 他の行政手段又は既存の附属機関では、その目的を達成することができない場合

2 附属機関には、必要に応じて部会や分科会等その他これに類する組織を設置することができる。

3 新たな附属機関の設置をした場合は、所管課長は広聴課長に速やかに報告するものとする。【第1号様式の提出】

4 新たな附属機関の設置をした場合は、所管課長は速やかに次の各号に掲げる事項を市ホームページに掲載するものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 設置目的、根拠法令等
- (3) 所掌事務
- (4) 委員名簿
- (5) 所管課の名称
- (6) その他必要と認める事項

(附属機関の見直し)

第4 附属機関（法律により設置が義務付けられているものを除く。）を管轄する所管課長は、社会経済情勢の変化や法律及び関連個別計画の改正時など随時及び定期的（原則5年を目安）に附属機関の見直しを行い、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃止、他の附属機関との統合又は内容の見直し等を行うものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 設置の必要性が低下してきたもの、活動が著しく不活発なもの又は所掌事務や委員構成等の見直しが必要なもの
- (3) 他の手段等により代替が可能であるもの若しくは設置目的、委員構成等が他の附属機関と類似又は重複しているもの

2 附属機関を廃止、統合又は見直した場合は、所管課長は広聴課長に速やかに報告するものとする。【第2号様式の提出】

(附属機関の活動報告)

第5 附属機関を管轄する所管課長は、前年度の附属機関の活動状況等について毎年度4月30日までに広聴課長に報告しなければならない。【第3号様式の提出】

第3章 懇談会等

(懇談会等の開催)

第6 懇談会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催することができるものとする。また、この場合、所管課長はあらかじめ広聴課長と協議し、要綱等で開催するものとする。【協議書の提出】

- (1) 各所管課が所管する施策等に資するため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等からの参考意見の聴取や、意見交換の場として会合を開く場合
- (2) 他の行政手段又は既存の懇談会等では、その目的を達成することができない場合

2 懇談会等は、開催期間を要綱等で定めることとする。

3 新たな懇談会等の開催をした場合は、所管課長は広聴課長に速やかに報告するものとする。【第1号様式の提出】

4 新たな懇談会等の開催をした場合は、所管課長は速やかに次の各号に掲げる事項を市ホームページに掲載するものとする。

- (1) 懇談会等の名称
- (2) 開催目的、根拠要綱等
- (3) 意見聴取事項
- (4) 参加者名簿
- (5) 所管課の名称
- (6) その他必要と認める事項

(懇談会等の開催に係る留意事項)

第7 懇談会等の開催に当たっては、附属機関であるとの誤解を生じさせないようにするため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 要綱等には、参加者の定足数、会の代表者（委員長・会長等）及び組織としての意思決定するための手続（議決、多数決等）を規定しない。
- (2) 懇談会等の名称については、「審議会」、「協議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」を付した名称を用いない。
- (3) 要綱等には、「審議する」、「審査する」、「答申する」、「調査する」、「建議する」の表現を用いない。
- (4) 懇談会等の参加者から聴取した意見等は、「答申」、「建議」、「報告」等附属機関の審議結果と受け取られるような意見の集約を行わない。

(懇談会等の見直し)

第8 現に開催している懇談会等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃止又は他の懇談会等との統合を検討するものとする。

- (1) 既に開催目的を達成したもの
- (2) 他の手段等により代替が可能であるもの若しくは開催目的、参加者の構成等が他の懇談会等と類似又は重複しているもの

2 懇談会等を廃止又は統合した場合は、所管課長は広聴課長に速やかに報告するものとする。【第2号様式の提出】

(懇談会等の活動報告)

第9 懇談会等を管轄する所管課長は、前年度の懇談会等の開催状況等について毎年度4月30日までに広聴課長に報告しなければならない。【第3号様式の提出】

第4章 委員及び参加者の選任等

(委員及び参加者の選任)

第10 委員及び参加者を選任する場合は、当該附属機関及び懇談会等の機能が十分に発揮されるよう、その設置及び開催目的を踏まえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合については、この限りでない。

- (1) 委員及び参加者数は、原則16人以内とする。
- (2) 委員及び参加者構成における女性の参画率については、八王子市附属機関等への女性の参画促進要綱第3条に規定する割合を達成できるよう努めるものとする。
- (3) 特定の年齢層に偏らないようにするものとする。
- (4) 附属機関にあっては、本市職員及び本市行政委員会委員は、特に必要があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (5) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、代表者等に限定せず広く構成員の中からの推薦により選任するものとする。なお、推薦者に委嘱及び依頼した後、所管課長は、関係団体等に対し、委嘱及び依頼した内容を報告するものとする。
- (6) 学識経験者の選任は、附属機関の設置目的及び懇談会等の開催目的に真に必要な専門的知識を有する者とする。ただし、特定の分野に偏ることのないよう留意するものとする。
- (7) 委員及び参加者を再任する場合は、通算の在任期間が8年を超えないものとする。ただし、任期の途中において到達する場合を除く。
- (8) 委員及び参加者の併任は、附属機関と懇談会等を合わせて三つまでとする（公募委員は併任不可）。
- (9) 委員及び参加者の一部は、公募により選任するものとする。

なお、公募については、以下のア又はイのいずれか若しくはア及びイの併用により実施することとする。

ア 第11に規定する方法

イ 無作為抽出方式で募集した「市民委員等候補者名簿」の登録者に依頼する方法

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員及び懇談会等の参加者に選任する場合は、1-(4)から(9)までの規定を適用しないことができる。

- (1) 所掌事務及び意見聴取事項に密接な関連性を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

3 次の各号のいずれかに該当するものについては、1-(9)の規定を適用しないことができる。

- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議及び意見聴取等を行うもの

- (2) 八王子市情報公開条例第8条各号で規定する非公開情報と認められる事項について審議及び意見聴取等を行うもの
- (3) 所掌事務及び意見聴取事項が高度に専門的であるため、全ての委員及び参加者が高度な専門知識を有する必要があるもの
- (4) 市民からの意見聴取は別に実施するもの
- 4 懇談会等の参加者を決定した場合は、参加者に対して一般文書により依頼するものとする（委嘱状交付の禁止）。
- 5 公募により選任する委員及び参加者の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかった場合は、他の方法により委員及び参加者を選任することができるものとする。
- 6 所管課長は、委員及び参加者の選任後、速やかに広聴課長に「委員・参加者名簿」を提出しなければならない。また、任期途中に委員及び参加者を解任した場合においても同様とする。

（委員及び参加者の公募）

- 第11 附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に当たり、その応募資格のある者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、附属機関の所掌事務及び懇談会等の意見聴取事項等に照らしてこれにより難しい場合は、この限りでない。
- (1) 八王子市市民参加条例第2条第1号で規定する市民
 - (2) 本市職員又は本市行政委員会委員でない者
 - (3) 本市の附属機関の公募委員及び懇談会等の公募参加者でない者
- 2 公募委員及び参加者の定数については、原則2名以上とする。ただし、公募委員及び参加者の目的が確保される妥当な定数とし、安易に定数の増加につながらないよう配慮するものとする。
- 3 委員及び参加者の公募については、次の各号に掲げる事項を広報紙、市ホームページ等を活用し、広く周知を図るものとする。
- (1) 附属機関、懇談会等の名称
 - (2) 所掌事務、意見聴取事項
 - (3) 報酬、謝礼
 - (4) 任期
 - (5) 募集対象
 - (6) 募集人数
 - (7) 応募方法
 - (8) 募集期間
 - (9) 選考方法
 - (10) 問い合わせ先

- (11) その他必要と認める事項
- 4 公募委員及び参加者の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとする。なお、選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。
- (1) 作文
 - (2) 面接
 - (3) その他適当と認める方法
- 5 公募した結果、応募者がいない、定員に満たない、該当者がいないなどの場合には、所管課の判断によるものとする。

第5章 会議の開催等

(会議の公開)

- 第12 附属機関及び懇談会等の会議は、八王子市市民参加条例第9条第3項の規定に基づき原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
 - (2) 八王子市情報公開条例第8条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の代表者が当該附属機関の会議に諮って行うものとし、懇談会等の会議の公開又は非公開の決定は、所管課長が行うものとする。
- 3 附属機関の代表者及び懇談会等の所管課長は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。
- 4 会議開催の事前公表は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を市ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。
- (1) 附属機関、懇談会等の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会議内容
 - (5) 会議の公開・非公開の別。また、非公開とする場合は、その理由
 - (6) 傍聴定員
 - (7) 問い合わせ先

(8) その他必要と認める事項

5 会議の傍聴に当たっては、次の各号に定めるところによる。

- (1) あらかじめ十分な傍聴定員を定めるよう努め、当該会議の会場に傍聴席を設置するものとする。
- (2) 傍聴を希望する者は、各会議の所定の手続を経て傍聴することができる。ただし、傍聴定員を上回る希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。
- (3) 特別な事情がある場合は、前号の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定することができるものとする。
- (4) 傍聴に関する遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議の開催等)

第13 附属機関及び懇談会等の会議の開催に当たり、当該附属機関の設置目的、所掌事務及び委員構成、懇談会等の開催目的、意見聴取事項及び参加者構成によっては、休日や夜間の開催も行うよう努めるものとする。ただし、会議を非公開とする附属機関及び懇談会等については、この限りでない。

2 会議資料は、会議当日に十分な審議等ができるよう事前に各委員及び各参加者に配付するものとする。

3 傍聴者には、会議次第と資料（八王子市情報公開条例第8条各号に規定する非公開情報に該当する情報がある資料は除く。）を配付するものとする。ただし、資料が大部のものや作成に多額の費用を要する等の場合は、配付に替えて閲覧に供することができるものとする。

(情報公開)

第14 附属機関及び懇談会等の会議を開催した場合は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成し、市ホームページ等で公表しなければならない。ただし、公表する会議録は、当該附属機関及び懇談会等の会議で確認を得るものとする。

2 市長は毎年1回、各執行機関が行った附属機関及び懇談会等の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第6章 補則

(その他)

第15 本指針の運用に当たって必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 本指針は、平成26年4月1日から適用する。

- 2 「審議会等の適正なあり方に関する指針（平成15年4月22日市長決裁）」、「審議会等委員の市民公募に関する指針（平成13年2月5日市長決裁）」及び「会議の公開に関する指針（平成13年2月5日市長決裁）」は廃止する。
- 3 この指針の施行の日における既存の審議会等及びこの指針の施行の日の属する年度に新たに開催する懇談会等については、平成27年3月31日までの間は、「審議会等の適正なあり方に関する指針（平成15年4月22日市長決裁）」に基づき懇談会等を開催することができる。

附 則

本指針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本指針は、平成30年1月1日から適用する。